

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	生品地区 (小金井北部、小金井南部、入谷、中屋敷、上村田、大島、新道、呑嶺、新堀、般若)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は南北に長く広がり、北部には畑作地帯、南部には水田地帯が広がっている。土地改良事業が行われている箇所もあり、農地の集団性は保持されている一方、機械の大型化に対して区画が小さいこと、また水はけが悪いといった条件であることから規模拡大をしようにもできない状況がある。

畑においては大区画化への整備が必要であり、水路については老朽化が顕著であることや宅地の介在により排水に支障が生じていることから、改修を行う必要がある。

担い手については、少数の農家が大きく耕作しているような状況であり、今後地域内における耕作放棄地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の農業者における農地の集積・集約化を進めるためにも、農地や水路において基盤整備事業が必須である。また担い手の高齢化に伴い、新規就農者の確保や農業法人の参入を目指す。水路や畦畔などについては、借り手を含め、地域で管理ができる体制を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	341 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	341 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--